

監査委員告示第 1 号

令和 8 年 6 月 23 日受理した兵庫県太子町職員措置請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定により、住民監査請求に基づく監査の結果を決定したので、別紙のとおり公表します。

令和 8 年 8 月 7 日

兵庫県太子町監査委員 朝 生 有 恒
兵庫県太子町監査委員 森 田 哲 夫

⑦

決 定 書

第 1 請求の概要

1 請求人

住所 ■ 氏名 ■
住所 ■ 氏名 ■
住所 ■ 氏名 ■
住所 ■ 氏名 ■
住所 ■ 氏名 ■
住所 ■ 氏名 ■
住所 ■ 氏名 ■
住所 ■ 氏名 ■

2 請求の提出

令和 8 年 6 月 12 日

3 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項に規定する要件を備えているものとして認め、令和 8 年 6 月 23 日付で受理した。

4 請求の要旨

本件請求の要旨は、次のとおりである。

令和 3 年度に太子町が実施した「管路再敷設工事」と「総合公園電線管路清掃業務委託」は密接に関連する業務であり、実質的に一体であるので、一つの契約として取り扱われるべ

きであるにもかかわらず、別途契約して支出したことは実質的な分割発注に当たるとしてその違法又は不当を主張するとともに「管路再敷設工事」について、契約手続、見積徴収、積算、数量算定、工法選定、設計照査、検査及び支出行為に違法又は不当な点があるとして、その是正及び必要な措置を求めるものである。

請求人は、その主な理由として、「総合公園電線管路清掃業務委託」を「管路再敷設工事」と別途契約し支出したことによる分割発注、随意契約の適用範囲逸脱、見積徴収義務違反、積算根拠資料の欠如、管路延長及び舗装版取壊し数量の過大計上、全区間再敷設工法の過大性、発注見通し及び入札結果の公表不備、業者選定過程の不透明性並びにこれらにより町に損害が生じていると主張している。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述及び証拠提出

法第242条第7項の規定に基づき、令和8年6月29日に請求人の陳述を聴取した。

2 請求書に対する弁明書等の提出

町長に対し請求書に対する弁明書及び証拠書類の提出を求め、令和8年7月6日に受理した。

3 監査対象事項

本件監査においては、請求人が主張する「管路再敷設工事」と「総合公園電線管路清掃業務委託」を一つの契約にすべきか否か及び「管路再敷設工事」に係る契約の締結、契約金額の算定、検査、支出行為並びにこれらに関連する事務処理が、法第242条第1項に規定する違法又は不当な財務会計上の行為に該当するか否か、また、町に損害が生じているか否かを監査対象事項とした。監査に当たっては、請求人提出資料、町長提出の弁明書及びその添付資料を確認した。

第3 監査対象事項に対する監査委員の判断（監査の結果）

1 契約の概要及び両契約の関連性

請求人がいう「管路再敷設工事」は、町が執行した「柳池総合公園電線管路再敷設工事」を指すものと認められる。当該工事は、平成26年度及び平成27年度に敷設された電線管路に不具合が確認されたことから、令和3年4月時点で建築中であった体験学習施設への電力供給に必要な閉塞管路を復旧するため実施されたものであり、契約金額は270万円である。

また、請求人がいう「総合公園電線管路清掃業務委託」は、町が執行した「柳池総合公園多目的グラウンド夜間照明基礎電線管路清掃業務委託」を指すものと認められる。当該業務は、夜間照明設備用管路内に堆積した石等を除去するため実施されたものであり、契約金額は38万2,800円である。

「柳池総合公園電線管路再敷設工事」は、平成26年度及び平成27年度に敷設された不具合管路を対象として新たな電線管路を敷設する工事であるのに対し、「柳池総合公園多目

的グラウンド夜間照明基礎電線管路清掃業務委託」は、夜間照明基礎内の既設管路を対象として堆積物の除去を行う業務であり、対象管路、実施目的及び施工内容を異にしている。

したがって、両契約を一つの契約にすべき直接的関連性及び一体性は認められず、これらを独立した業務として実施したことに不合理な点は認められない。

また、「柳池総合公園多目的グラウンド夜間照明基礎電線管路清掃業務委託」については、契約当時の太子町財務規則第 130 条に定める随意契約によることができる金額の範囲内であり、随意契約の適用範囲逸脱は認められない。

2 違法又は不当な財務会計上の行為の有無

(1) 契約形態及び業者選定

「柳池総合公園電線管路再敷設工事」については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定を適用し、特命随意契約を締結することについて、太子町随意契約審査表により審査を受け、承認されている。

当該工事は、「柳池総合公園体験学習施設新築工事（電気設備）」に関連する工事であり、施工内容、施工場所及び工程に密接な関連性を有していた。施工管理の一元化、工程調整の円滑化及び工期短縮を図る観点から、「柳池総合公園体験学習施設新築工事（電気設備）」の施工者を相手方とする特命随意契約としたことには合理的な理由がある。

(2) 数量算定、積算及び設計照査

管路延長については、設計書におけるハンドホールの設置箇所及び管路延長を確認した結果、当該区間の総延長は 691.4 メートルであり、また、積算根拠については、設計図書、各種積算資料及び関係資料に基づき適切に整理されている。

舗装版取壊し数量については、当初 90 平方メートルとしていた数量を見直し、15 平方メートルに変更し、これに伴って舗装版切断費、運搬費及び処分費についても必要な見直しが行われている。

さらに、積算根拠資料、数量算定資料及び設計照査に係る資料は、関係起案文書及び添付資料により確認できる。したがって、数量又は積算の過大計上及び関係書類の不存在は認められない。

(3) 工法選定

町が実施した管内調査結果によれば、平成 26 年度及び平成 27 年度に敷設された電線管路 23 本のうち 17 本に管路閉塞等の不具合が確認されていた。建築中の体験学習施設へ電気を供給するためには、早期に通線可能な状態を確保する必要があった。

既設管路の不具合箇所を個別に特定し復旧するには、試掘等による詳細な調査及び補修作業を要し、相応の期間及び費用を要することが見込まれる。このような状況を踏まえると、町が個別補修ではなく全区間再敷設を選択したことは、技術的・経済性等を総合的に勘案したものであり、合理性が認められる。したがって、工法選定が違法又は不当であるとは認められない。

(4) 公表及び情報公開

随意契約による「柳池総合公園電線管路再敷設工事」については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令に基づき公表すべき事項であったにもかかわらず、公表が行われていなかった。この点は、同施行令の趣旨に沿った事務処理が行われていなかったものとして、改善を要する。

しかしながら、当該公表事務の不備は情報公開及び契約事務の透明性に関するものであり、本件契約の締結手続そのものの適法性又は支出負担行為若しくは支出命令の効力に影響を及ぼすものではない。また、当該不備により町に財産上の損害が生じた事実は認められない。

情報公開請求への対応については、太子町情報公開条例に基づき非開示決定が行われており、不適正な点は認められない。

(5) 業者との不適切な関係、官製談合又は背任行為の疑い

請求人は、業者との不適切な関係、官製談合又は背任行為に該当し得る疑いを主張するが、双方から提出された資料等を精査しても、これらを裏付ける具体的事実は認められない。したがって、当該主張をもって本件契約又は支出を違法又は不当と認めることはできない。

3 当該普通地方公共団体の被った損害の有無

請求人は、数量過大計上、工法過大、清掃業務の別名目支出及び随意契約の違法適用により町に損害が発生したと主張する。

しかし、前記のとおり、数量の過大計上、工法選定の不合理性、清掃業務の不当な別途支出、分割発注及び随意契約の違法適用はいずれも認められない。また、公表事務の不備については改善を要するものの、これにより町に具体的な財産上の損害が発生した事実は認められない。

よって、本件に関し、町に損害が発生したとは認められない。

4 結論

本件監査対象事項について、請求人の主張する違法又は不当な財務会計上の行為は認められず、町に財産上の損害が発生した事実も認められない。したがって、関係職員に対する損害賠償請求、契約手続の是正その他請求人が求める措置を講じる必要は認められない。

以上のとおり、本件請求には理由がないものとして、法第 242 条第 5 項の規定により棄却することに決定した。

5 意見

本件随意契約に係る公表事務については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の趣旨に沿った事務処理として十分ではなかったものと認められる。

町においては、今後、随意契約案件を含む公表対象事項について、担当課及び契約担当部署間の連携及び確認体制を強化し、公表対象案件の適切な把握並びに適時かつ適正な公表を徹底することにより、公共工事の入札及び契約の透明性の確保に努められたい。

令和8年8月7日

太子町監査委員 朝 生 有 恒

太子町監査委員 森 田 哲 夫